

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日  
がと日  
の翌日)

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第二十五号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十六年四月十六日から施行する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県公安委員会委員長 田村 純 一

第一条第四号中「同条」の下に「第十四号及び」を加え、同条第六号を次のように改める。

六 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）に規定する郵便物を集配し、又は公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）に規定する電報を配達するため使用中の車両

## 目次

◇公安告示 道路交通の規制に関する規程の一部改正

第一条第九号を次のように改める。

九 前各号に掲げるもののほか、公益上、社会慣習上その他特別の事情によりやむを得ないものであると公安委員会が認めた車両

第三条（見出しを含む。）中「車両の」の下に「直進、」を加える。

第十一条第四号中「同条」の下に「第十四号及び」を加え、同条第六号を次のように改める。

六 郵便法に規定する郵便物を集配し、又は公衆電気通信法に規定する

電報を配達するため使用中の車両

第十一条に次の一号を加える。

十二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する

身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な者が自ら運転する車両

別表第三中「車両の左折又は右折の禁止」を「車両の直進、左折又は右折の禁止」に改める。

### 鳥取県公安委員会告示第二十六号

道路交通の規制に関する規程（昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号）の一部を次のように改正し、昭和四十六年四月十六日から施行する。

昭和四十六年四月十六日

鳥取県公安委員会委員長 田村 純 一

別表第一の一中10を13とし、9を次のように改める。

12 市道西品治 西品治三五六番八 大型自動車（  
一号線 先から同地内一九 車を除く。） 七時から  
七番先までの間 五八〇 及び大型特殊 一九時ま  
自動車 まで

別表第一の一 中12の前に11として次のように加える。

11 市道中町新  
道線  
上町六四番先  
ら立川町二丁目  
一七四番先ま  
での間  
五〇〇  
車両(軽車  
を除く。)  
ら八時三〇分  
まで(日曜日  
及び祝日に  
ついては禁止  
しない。)

別表第一の一の8を次のように改める。

10 市道火災復  
興一号线  
西町五丁目三〇  
一番先から相生  
町三丁目一〇三  
番先までの間  
六四〇  
大型自動車  
(大型乗用  
自動車を除  
く。)  
大型特殊自  
動車  
七時から一  
九時まで

別表第一の一 中10の前に9として次のように加える。

9 " "  
車両(軽車  
を除く。)  
七時三〇分  
から八時三〇分  
まで(日曜日  
及び祝日に  
ついては禁止  
しない。)

別表第一の一の6及び7を次のように改める。

7 市道火災復  
興四一号线  
西町五丁目一六  
〇番先から片原  
五丁目一七二番  
先までの間  
四五〇  
大型自動車  
(大型乗用  
自動車を除  
く。)  
大型特殊自  
動車  
七時から一  
九時まで

8 市道火災復  
興三号线  
片原五丁目二  
〇番先から同地  
内一三番先ま  
での間  
一一三  
"  
"

別表第一の一 中5の次に6として次のように加える。

6 市道火災復  
興七七号线  
今町二丁目三  
一  
二番先から行徳  
二〇五番先ま  
での間  
一五〇  
車両(軽車  
を除く。)  
ら八時三〇分  
まで(日曜日  
及び祝日に  
ついては禁止  
しない。)

別表第一の三中5を6とし、4を次のように改める。

5 市道鍛冶町  
一丁目鍛冶  
町二丁目線  
鍛冶町二九三六  
番先から同地内  
二九〇二番先ま  
での間  
一九〇  
車両(軽車  
を除く。)  
"

別表第一の三の3を次のように改める。

4 市道旭町西  
線  
上井三一三番先  
から同地内三四  
七番八先までの  
間  
一八〇  
"  
七時から九時  
まで

別表第一の三中2の次に3として次のように加える。

3 県道上井北  
条線  
海田一一二番先  
から上井三一三  
番一先までの間  
一六五  
大型自動車  
(大型乗用  
自動車を除  
く。)  
大型特殊自  
動車  
七時から一  
九時まで

別表第二の一 中14を15とし、13の次に14として次のように加える。

14 市道西品  
治一号线  
西品治三八三  
番二先から同  
地内一九九番  
先までの間  
五八〇  
行徳方向  
から西品  
治方向  
軽車両  
(を除く。)  
七時三〇分  
から八時三〇分  
まで(日曜日  
及び祝日に  
ついては禁止  
しない。)

別表第二の二中15を17とし、10から14までを二ずつ繰り下げ、12の前に11として次のように加える。

11として次のように加える。



- 138を143とし、121から137までを五ずつ繰り下げ、120を削り、119を125とし、87から118までを六ずつ繰り下げ、93の前に91及び92として次のように加える。
- 91 永楽温泉町六五一番先 一 小錢屋前  
92 立川町一丁目六三番先 一 森下方前
- 別表第五の一中86を90とし、20から85までを四ずつ繰り下げ、24の前に23として次のように加える。
- 23 上町六六番先 一 寺垣方前
- 別表第五の一中19を22とし、10から18までを三ずつ繰り下げ、9の次に10、11及び12として次のように加える。
- 10 " 三丁目一〇一番先 一 山田方前  
11 " 一四八番先 一 沢方前  
12 " 三六二番先 一 中村方前
- 別表第五の二中26を削り、27を26とし、28から55までを一つずつ繰り上げ、56を削り、57を55とし、58を次のように改める。
- 56 " 一三六番先五差路 三 信号機設置
- 別表第五の二中59を57とし、60から74までを二ずつ繰り上げ、72の次に73として次のように加える。
- 73 " 二〇番先十字路 四 信号機設置
- 別表第五の二中75を74とし、76から88までを一つずつ繰り上げる。
- 別表第五の二中180を183とし、167から179までを三ずつ繰り下げ、170の前に169として次のように加える。
- 169 " 二八五番先 一 石井駐在所前
- 
- 別表第五の二中166を168とし、168の前に167として次のように加える。
- 167 奥谷六一五番一先 一 長谷川方前
- 別表第五の二中165を166とし、156から164までを一つずつ繰り下げ、155を次のように改める。
- 156 蚊屋一六八番一先 一 巖小学校前
- 別表第五の二中154を削り、153を155とし、148から152までを二ずつ繰り下げ、150の前に149として次のように加える。
- 149 " 一、八三二番先 一 蓼本方前
- 別表第五の二中147を148とし、146の次に147として次のように加える。
- 147 " 五〇九番先 一 大篠津小学校入口
- 別表第五の二中124を削り、123を124とし、89から122までを一つずつ繰り下げ、87の次に88及び89として次のように加える。
- 88 " 一、〇六八番先 一 住吉小学校東前  
89 " " 一 住吉小学校西前
- 別表第五の三中57を58とし、41から56までを一つずつ繰り下げ、40の次に41として次のように加える。
- 41 国府四六五番先 一 岸本酒店前
- 別表第五の五中27を29とし、24から26までを二ずつ繰り下げ23を次のように改める。
- 25 " 大字湯山二、〇八三番先交差点 三 砂丘センター入口

別表第五の五中25の前に24として次のように加える。

24 福部村大字高江二一三番先 一 福部小学校前

別表第五の五中22を23とし、19から21までを一ずつ繰り下げ、18の次に19として次のように加える。

19 " 大字院内二九一番先 一 小田小学校前

別表第五の八の10中「七二八番先」を「七三三番先」に改める。

別表第五の九の32中「金田商店前」を「逢坂商店前」に改める。

別表第七の二の(三)に14として次のように加える。

14 県道大河内 秋喜六五番先から岡田線 西倉吉町三番一先 五〇〇 " " までの間

別表第七の二の(六)中24を25とし、13から23までを一ずつ繰り下げ、12の次に13として次のように加える。

13 県道津山加 智頭町大字智頭地内因美線塔中道路切東詰から同大字一、九〇四番先までの間 四五〇 " "

別表第八に十一として次のように加える。

十一 淀江町・米子市

路線名	場	所	延長
一般国道九号	西伯郡淀江町大字佐陀五六三番先から、米子市二本木四九八番先までの間		一、六〇〇

別表第十の二中35及び36を削り、37を35とし、38から137までを一ずつ繰り上げる。

別表第十の三中22を23とし、17から21までを一ずつ繰り下げ、16の次に17として次のように加える。

17 西倉吉町二四番七先 赤嶋方前

別表第十の四中29を30とし、21から28までを一ずつ繰り下げ、20の次に21として次のように加える。

21 " 一、六〇三番先 立花塗装店前

別表第十一の一中80を86とし、69から79までを六ずつ繰り下げ、68を次のように改める。

74 市道東品治 今町二丁目一五八号線 番先 六〇 車両 終日

別表第十一の一中74の前に73として次のように加える。

73 市道東町六号線 東町一丁目三一〇番先から同地内七四番五先までの間 一、二〇〇 車両(二輪及び軽車両を除く) 七時から九時まで

別表十一の一中67を72とし、64から66までを一ずつ繰り下げ、63を次のように改める。

68 市道火災復興四九号線 材木町二五一番先から同町二七六番先までの間 九〇 車両(二輪及び軽車両を除く) "

別表第十一の一中68の前に67として次のように加える。

67 " 西町一丁目二〇一番先から同地内三一四番先までの間 二五〇 車両(二輪及び軽車両を除く) "

別表第十一の二中62を66とし、60及び61を四ずつ繰り下げ、59を次のよ

うに改める。

63 " 玄好町三〇一番先のうち公園側 六〇

七時から九時まで

別表第十一の一の58を次のように改める。

62 市道火災復興四号線 玄好町三〇一番先から片原五丁目二〇一番先までの間のうち公園側 一七〇

終日

別表第十一の一の57を61とし、51から56までを四ずつ繰り下げ、55の前に54として次のように加える。

54 " 新町一〇五番二先から同町一二一番先までの間のうち久松山側 一一〇

車両(二輪及び軽車両を除く)

終日

別表第十一の一の50を53とし、46から49までを三ずつ繰り下げ、45を次のように改める。

48 市道火災復興八号線 我町五一一番先から同町五〇五番先までの間のうち公園側 一〇〇

車両(二輪及び軽車両を除く)

七時から九時まで

別表第十一の一の48の前に47として次のように加える。

47 市道火災復興十号線 元町一二四番先から同町二七三番先までの間のうち久松山側 二八〇

車両(二輪及び軽車両を除く)

終日

別表第十一の一の44を46とし、42及び43を二ずつ繰り下げ、41を次のように改める。

43 市道火災復興八五号線 行徳一五五番先から南町八〇一番先までの間のうち北側 七〇

車両(二輪及び軽車両を除く) 七時から九時まで

別表第十一の一の43の前に42として次のように加える。

42 市道駅前区画五号線及び市道駅前区画三三号線 行徳は二三二番先から今町二丁目三八二番先までの間 四四〇

車両(二輪及び軽車両を除く) 終日

別表第十一の一の40を41とし、39を次のように改める。

40 市道火災復興七三三号線 今町一丁目三二〇番先から行徳は四三四番先までの間のうち南側 六〇〇

車両(二輪及び軽車両を除く) 七時から九時まで

別表第十一の一の38の次に39として次のように加える。

39 " 元町二二一番先から片原一丁目二〇七番先までの間 四五〇

車両(二輪及び軽車両を除く) 終日

別表第十一の一の二中51を次のように改める。

54 市道茶町祇園町線 茶町一二番先から祇園町二丁目一三番先までの間 一〇〇〇

車両(二輪及び軽車両を除く) 七時から九時まで

別表第十一の一の二中54の前に53として次のように加える。

53 市道車尾社宅線 車尾一、四一一番先から同地内一、三九六番一先までの間 一〇〇〇

車両 終日

別表第十一の二中50を52とし、43から49までを二ずつ繰り下げ、45の前に44として次のように加える。

44 市道加茂中  
 央線及び市  
 道旗ヶ崎上  
 後藤線  
 両三柳四、六一  
 九番先から旗  
 ケ崎九  
 六五番先ま  
 での間  
 二、二〇〇  
 車両(二  
 輪及び軽  
 車両を除  
 く)  
 七時から  
 十九時ま  
 で

別表第十一の二中42を43とし、36から41までを二ずつ繰り下げ、35を次のように改める。

36 市道勝田道  
 笑町線及び  
 市道笑町  
 美吉線  
 勝田町二九一  
 番先から目  
 久美町一  
 二七番二先  
 までの間  
 一、四〇〇  
 " " " " 終日

別表第十一の二中34を35とし、2から33までを二ずつ繰り下げ、1を次のように改める。

2 一般国道一  
 八〇号及び  
 都市計画街  
 路  
 米子中央線長  
 砂町  
 七三八番一  
 先から富  
 士見町二  
 丁目一  
 七三番先ま  
 での間  
 二、三〇〇  
 " " " " 終日

別表第十一の二に1として次のように加える。

1 国道九号  
 博労町四丁目  
 三六番先  
 から富士  
 見町二丁  
 目一五番  
 先までの  
 間のガ  
 ー  
 下側道  
 車両(二  
 輪及び軽  
 車両を除  
 く)  
 終日

別表第十一の三の20を次のように改める。

25 市道新倉吉  
 線  
 旭田町七九番  
 先から宮  
 川町二丁  
 目四  
 五番先ま  
 での間  
 一、四〇〇  
 " " " " 七時から  
 二時ま  
 で

別表第十一の三中25の前に23及び24として次のように加える。

23 市道海田村  
 中七号線  
 海田一一二番  
 先  
 一六〇  
 " " " " 終日

24 市道上井清  
 谷線  
 海田五七四番  
 一先  
 から同地  
 内二二八  
 番四先ま  
 での間  
 一八〇  
 " " " " 終日

別表第十一の三中19を22とし、17及び18を三ずつ繰り下げ、20の前に19として次のように加える。

19 市道塚町線  
 塚町二丁目  
 九六二  
 番先から  
 同地内  
 九四五番  
 三先ま  
 での間  
 のうち  
 西側  
 六五  
 " " " " 終日

別表第十一の三中16を18とし、14及び15を二ずつ繰り下げ、13を次のように改める。

15 市道東町仲  
 之町線  
 東町三四八番  
 先から仲  
 之町七  
 四二番  
 先ま  
 での間  
 のうち  
 市役所  
 側  
 六七五  
 " " " " 終日

別表第十一の三の12を次のように改める。

14 県道木地山  
 倉吉線及び  
 市道東町仲  
 之町線  
 住吉町一一三番  
 一先  
 から東  
 町三四  
 八番  
 先ま  
 での間  
 五二五  
 " " " " 終日

別表第十一の三中14の前に13として次のように加える。

13 県道大河内  
 岡田線  
 秋喜六五番  
 先から  
 西倉吉  
 町三番  
 一先  
 までの  
 間  
 五〇〇  
 " " " " 七時から  
 二時ま  
 で

別表第十一の三中11を12とし、10を11とし、9の次に10として次のように加える。

10 県道倉吉停  
 車場線  
 明治町一、〇  
 三二番  
 六先  
 から東  
 仲町  
 二、六  
 〇三番  
 先ま  
 での間  
 のうち  
 西側  
 一六五  
 " " " " 終日

別表第十一の四の8を次のように改める。

8 市道境停車  
 中町五九番先から  
 松ヶ枝町二二番先  
 までの間 三三〇  
 車両(二輪及び自  
 転車を除く) 終日

別表第十一の四中 8の次に9及び10として、次のように加える。

9 市道寺西線  
 明治町二三番先か  
 ら栄町一〇五番先  
 までの間 四〇〇  
 車両(二輪及び軽  
 車両を除く) 七時から  
 二時まで

10 市道馬場崎線  
 馬場崎町五四番先  
 から明治町六八番  
 先までの間 四〇〇  
 ” ”

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】